

第12回名立区地域協議会 次第

日時：平成31年3月27日（水） 午後6時30分から
場所：名立区総合事務所 2階第2会議室

1 開 会

2 報告事項

- (1) 第6次行政改革推進計画及び事務事業評価の結果について
(行政改革推進課)

資料No.1～3

- (2) 名立の子どもを守り育む会の事業評価について

資料No.4

- (3) 平成31年度上越市地域活動支援事業共通審査項目等について

資料No.5、6

4 その他事項

- (1) 平成31年度第1回地域協議会の開催予定

平成31年 月 日 () 午後 時 分から

5 閉 会

第6次上越市行政改革の概要

平成31年度 ▶ 平成34年度
2019年度 ▶ 2022年度

行政改革とは、市民の皆さんが安心して暮らしていけるように、将来にわたって魅力あるまちづくりを行うため、市の仕事やその方法などを見直し、必要に応じて変えていく取組です。

人口減少や少子高齢化が進むとともに、財政収支の不均衡が顕在化し、さらに公共施設等の老朽化、子育てや福祉分野の政策推進に伴う事業費の増加など、市政運営を取り巻く環境は、より一層厳しさを増しています。

今後の市政運営においては、歳入規模に見合った歳出構造への転換を図り、持続可能な行財政基盤の確立に目途を付けなくてはなりません。

このため、上越市では平成31年度から平成34年度までの行政改革の方向性を示した「第6次上越市行政改革推進計画」を策定しました。

市民の皆さんと「まちの将来像」を共に考えながら、生活を支える基礎的な行政サービスを提供していくために、行政内部における業務の更なる効率化を図るとともに、必要性や優先度が低く、民間と重複したり、過剰となっている行政サービスを見直す必要があります。

「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向け、市政運営と地域を支える取組を進めていきます。

上越市を取り巻く課題

人口減少・少子高齢化の進行

当市の人口は毎年減少が続いており、現在の約20万人が2045年には約14万人まで減少すると推計されています。(図1)

このまま人口減少が進行すると、市政運営や市民生活に大きな影響を及ぼすことも懸念されます。(図2)

このため、行政サービスの選択と集中を図るとともに、長期的な視点でまちの将来像を描き、その実現に向けた取組を進めることが必要です。

歳入・歳出の不均衡

市の財政は、平成28年度以降、毎年度発生する収支不足額を財政調整基金¹⁾からの繰入金で補てんしています。

このままでは、近い将来、この基金が枯渇し、必要な行政サービスを賄えなくなることが想定されます。

このため、歳入を確保しつつ事業の見直し等による歳出削減を行い、持続可能な行財政基盤の確立と限られた経営資源の最適配分のための行政運営手法の見直しが必要で

施設等の維持管理経費の増大

当市では、類似団体(施行時特例市²⁾)の中で市民一人当たりの延床面積が最も多い³⁾など、人口規模に比べ多数の公共施設を保有しています。機能が重複する施設がいくつも存在する一方で、施設の種別によっては、配置に偏りがあるなど不均衡な状況も認められます。

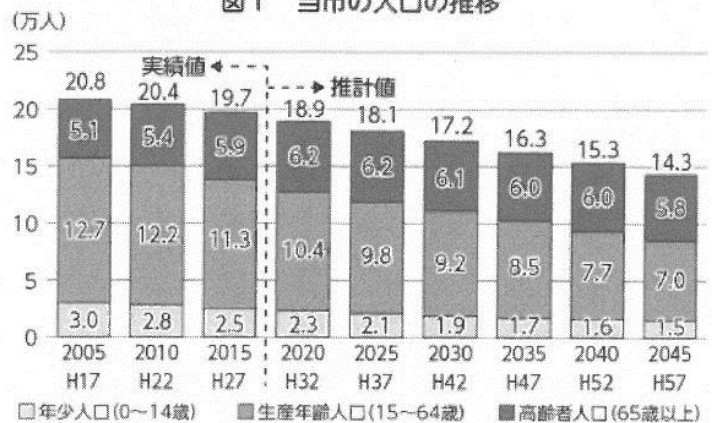
今後は、人口減少に伴う施設利用者の減少による使用料収入の減少や、施設の老朽化による維持管理経費の増大が懸念されます。また、温浴・宿泊施設等の管理運営を目的に設立した法人など第三セクターにおいては、経営状況が悪化している法人もあり、経営の健全化が必要です。

適正な職員数の確保

これまで、定員の適正化に向けた取組を計画的に進めてきたことにより、正規職員の人数は、市町村合併以降、496人減少し、1,894人(平成30年4月1日現在)となりました。

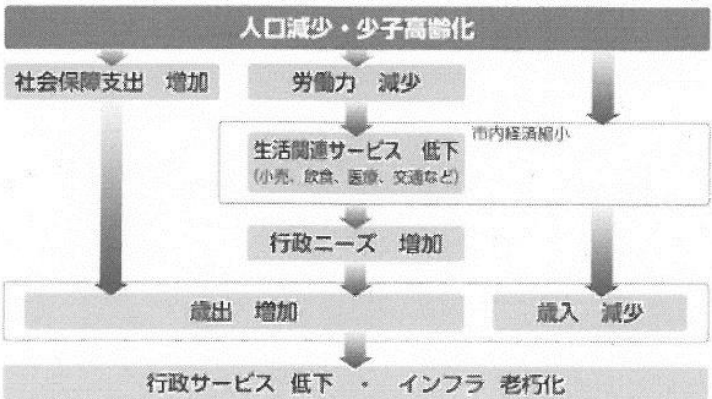
これを類似団体(施行時特例市)と比較すると未だ多い状況にあるものの、地勢や気候、合併による広域化など、当市固有の事情も考慮しながら、適正な職員数とする必要があります。

図1 当市の人口の推移



出所) 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』により作成
 ※ 実績値における年齢区分別数には年齢不詳を按分した値を加えた

図2 人口減少等が市政運営や市民生活に与える経済的影響イメージ



1) 財政調整基金とは、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられている基金
 2) 特例市とは、人口20万人以上の市に都道府県の権限の一部を移譲するための制度。平成27年4月1日から、特例市制度は廃止され、中核市制度に統合された。この時点までに特例市に指定されていた市が「施行時特例市」となったもの。施行時特例市は平成27年4月1日時点で39市、平成30年4月1日時点で31市
 3) 出所) 公共施設状況調査(平成29年3月31日現在)

第6次行政改革の取組

「すこやかなまち」づくりを着実に進めていくためには、市政運営や地域を支える行財政基盤が持続可能な状態であることが不可欠です。

財政収支の均衡を図りつつ、「すこやかなまち」の土台づくりを確実に進め、計画期間終了後に、次のような状態が確保されていることを目指し、基本方針に掲げる取組を進めていきます。

- ・第6次総合計画に掲げた「すこやかなまち」の実現の土台づくりが図られている状態
- ・平成35年度以降において、財政収支の均衡の目途が付いている状態
- ・「経営資源の最適配分」と「最少の経費で最大の効果をあげる」ための市政運営の仕組みが機能している状態

基本方針 1 行政運営手法の見直し

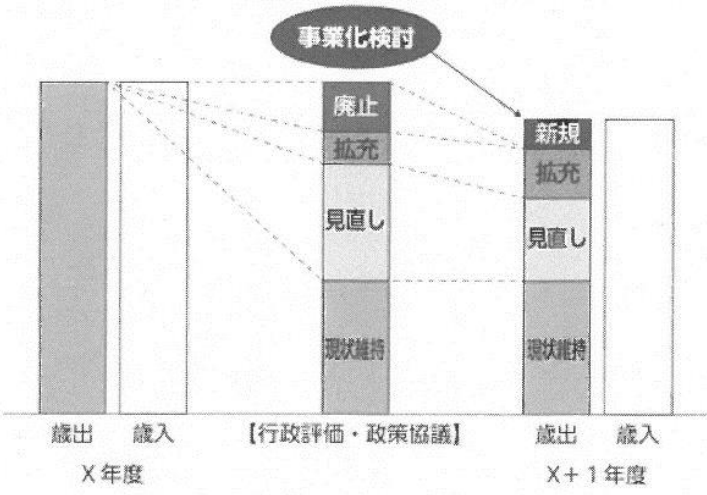
(1) 行政評価の実施

- ・施策の優先度と、事務事業の必要性・有効性・効率性などの視点で評価を行い、見直します。
- ・事務改善等による事務の効率化や経費の節減、民間活力の活用を推進します。

(2) 政策協議の実施

- ・まちづくりの方向性と経営資源を見据え、第6次総合計画の推進に必要な事業を選定し、優先度の高いものから取り組んでいきます。

行政評価、政策協議による経営資源の再配分イメージ



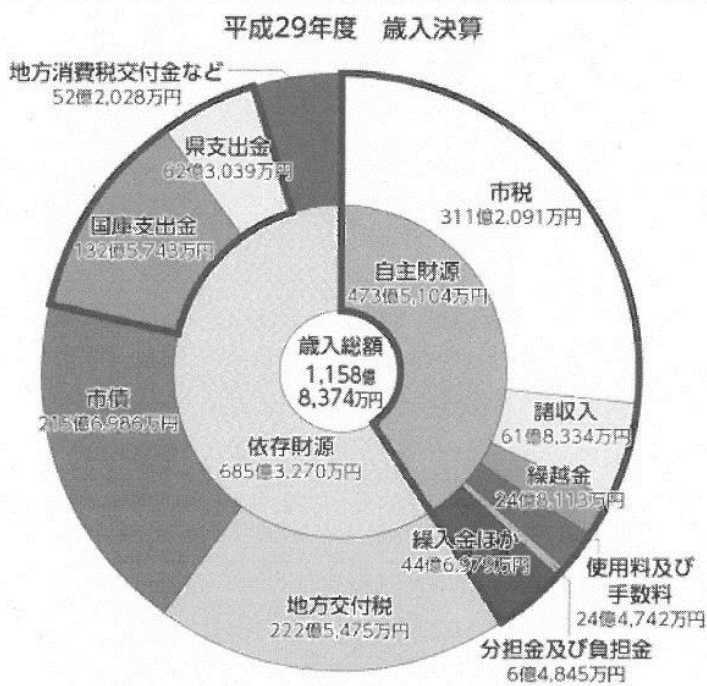
基本方針 2 歳入確保の推進

(1) 国県補助金等の確保

- ・情報の収集・共有により、国県等の補助制度や交付金等の有効活用に取り組みます。

(2) 自主財源の確保

- ・未利用財産（土地等）の売却・貸付け、市税等の収納率向上や施設使用料など受益者負担の適正化を推進し、税源涵養の意識を持ちながら自主財源の確保に取り組みます。



※表記単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳が一致しない。

基本方策3 公共施設の適正管理の推進

- ・施設の機能や役割に着目し、将来に向けて真に必要な施設や機能を顕在化させます。
- ・機能が必要な施設でも民間譲渡が可能な施設は、譲渡を推進します。
- ・近いエリアに複数あるスポーツ施設や集会施設などは、施設の受入能力や利用状況等に応じて統廃合します。
- ・将来にわたり存続させる施設は、適正かつ計画的な維持管理方を具体化し、中長期的な維持管理・更新等の経費の削減を図ります。

主な適正配置対象施設の現状

種別	施設数	年間公費負担額	
		うち経過年数30年以上	
日帰り・宿泊温泉施設	16	2	3億2千6百万円
体育館	19	12	1億2千4百万円
貸館・交流施設	18	5	1億1千万円
公民館	49	34	6千8百万円
プール	4	4	3千4百万円
野球場	9	7	3千万円
生涯学習センター	12	9	1千6百万円
集会施設	23	11	1千2百万円

※ 施設数、経過年数は平成30年4月1日現在
 ※ 公費負担額は、維持管理経費から使用料等の収入を除いた経費で、平成26年度～28年度の3か年平均額
 維持管理経費は、委託料、光熱水費、修繕料（大規模修繕経費は含まない）その他の経費

基本方策4 第三セクター等の経営健全化の推進

- ・第三セクター等の存廃を含めて検証する抜本的改革を含む経営健全化に取り組みます。
- ・存続させる第三セクター等の有効活用と健全経営の支援に取り組みます。

当市の出資等の割合が25%以上の第三セクター 平成29年度経営状況

区分	法人数	経営状況		
		うち単年度赤字	うち累積欠損金有	うち債務超過
会社法法人	8	3	6	1
非営利法人その他 ^{※1}	10	6	-	-
小計	18	9	6	1
JHD ^{※2} の事業会社	7	4	3	1
合計	25	13	9	2

※1 非営利法人その他においては、累積欠損金と債務超過の判断はしていない
 ※2 当市の第三セクターであった会社法法人7社を統括運営する持株会社のJ-ホールディングス（株）

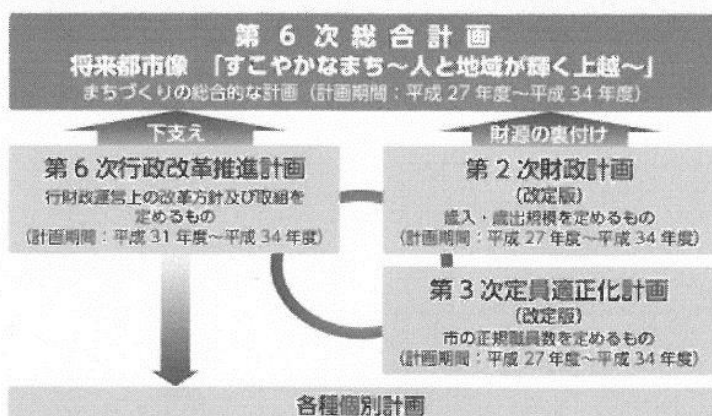
基本方策5 効果的・効率的な組織体制の推進

- ・定員適正化を図り、効果的・効率的な組織体制を構築します。
- ・人材育成方針に基づき、研修や仕事を通じた人材育成を推進します。

計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である第6次総合計画で掲げた将来都市像「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向け、その下支えとして策定するものです。

また、「財政計画」及び「定員適正化計画」や各種個別計画とも連携を図り、第6次総合計画を推進します。



- ◆計画及び今後の進捗状況は、市役所木田庁舎1階や各区総合事務所等の市政情報コーナー及び市ホームページでご覧いただけます。
- ◆本計画における年の表記は、新元号が未定であるため、改元が予定されている日以降の年についても「平成」としています。

事務事業評価の結果について

1 事務事業評価の実施

(1) 目的

第6次総合計画における施策を評価し、また、施策を実現するための事務事業を評価することにより、限られた経営資源（財源、公共施設等、人材・組織）の範囲で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行政改革の視点から事務事業の必要性・有効性・効率性を検証し、施策の実現に資する重要な事務事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもので、具体的には次の3点を目指します。

- ・ 財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- ・ 経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- ・ 最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認及び事業執行の更なる効率化

(2) 対象事業（1,408事業）

- ・ 平成31年度から平成34年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業（1,313事業）

ただし、施設の廃止・見直し等については、平成32年度末までに策定する個別施設計画で検討するため、対象外としました。

- ・ 予算は計上されていないが、一定以上の業務量を要する事務事業（95事業）

(3) 評価の手順

ア 施策評価

第6次総合計画前期基本計画に基づく42の基本施策を構成する106の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後4年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映しました。

イ 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・企画政策課・財政課・人事課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

(4) 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等）を検証 ・ 行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替が可能か）を検証
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成27年度～平成29年度）を検証 ・ 政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証 ・ 民間活力等の活用による事業実施の可否など事業の実施方法を検証 ・ 事務の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否）を検証 ・ 適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保）を検証

(5) 評価結果の区分（事務事業の方向性）

平成 34 年度までの事務事業の方向性について、次の区分により評価を行いました。

次ページ以降の評価結果一覧については、評価結果のうち、「廃止」「一部廃止」「見直し」「拡充」と評価した事務事業を掲載しています。

なお、平成 34 年度までの間には、本資料に掲載されている評価結果だけではなく、平成 35 年度以降の収支均衡を目指し、一層の事務事業の見直しに取り組みます。

評価区分	内容	事業数
廃止	・ 廃止とする事務事業	25
一部廃止	・ 事業規模、対象者等を縮小する事務事業	24
見直し	・ 事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事務事業 ・ 事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事務事業 ・ 今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事務事業	179
拡充	・ 事業規模、対象者等を拡充する事務事業	18
完了	・ あらかじめ完了年度が設定されており、今後確実に完了が見込まれる事務事業	154
現状維持	・ 継続して実施する事務事業	1,008
合計		1,408

(6) 評価結果の取扱い

ア 関係者との協議

- ・ 事務事業評価は、財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら取組を進めていきます。

イ 評価結果の反映

- ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」を策定しました。
- ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成を実施します。

評価結果一覧【名立区 関連事業抜粋版】

No.	事業名	事業概要	課等名	評価結果	
				区分	内容
7	地球環境特別会計繰出金 風力発電事業	・地球環境特別会計の収支の均衡を図るため、一般会計から繰出しを行う。	環境保全課	廃止	・1号機を除く3基の風力発電施設の民間譲渡に向けた取組を進める。
8	風力発電管理事業	・再生可能エネルギーの活用による温室効果ガス排出量の削減 ・風力発電を活用した再生可能エネルギーの普及啓発	環境保全課	廃止	・平成31年度末をもって全ての風力発電施設の停止により特別会計を廃止し、関連経費を一般会計化する。なお、1号機を除く3基の風力発電施設の民間譲渡に向けた取組を進める。
16	不動山登山道整備	・不動山登山道整備	観光振興課施設経営管理室	廃止	・不動山登山道について、道が崩れやすく、利用が年1回の登山イベントに限定されることから、登山道整備を廃止する。
84	名立区総合事務所管理費	・総合事務所庁舎の維持管理を行う。	自治・地域振興課	見直し	・総合事務所では、時間外の戸籍届等の受付件数が少数であり、一律に時間外受付を開設する必要性は低いことから、申請等の受付状況に応じて時間外受付体制を見直す。
112	名立区地域振興事業	・市民活動団体等が実施する事業に対し、補助等により支援を行う。	自治・地域振興課	見直し	・地域振興事業について、補助金に関する基本方針では補助率を原則5割としているが、多くの事業が7割となっていることから、各事業の地域振興への寄与度を勘案し、補助率の見直しを検討する。

平成30年度事業報告

■活動方針

1 会の活動について

- (1) 会の目的に基づいた活動が円滑に行えるよう取り組む。
- (2) 会の存在と意義を多くの市民から認知してもらえるよう、いろいろな媒体や機会等を捉え、積極的にPRを行う。

2 開催事業について

- (1) 学校・地域・家庭が連携をとりながら活動できる体制づくりを目指す。
- (2) 地域全体で子どもたちを「守り育む」活動ができるよう取り組むとともに、大人も地域へ参画する機会を提供していく。

■事業実施状況

評価 A：達成 B：概ね達成 C：達成したが見直しが必要 D：未達成

区分 (規約から)	事業項目	目的及び事業概要	実施状況	自己評価(成果)並びに今後の課題	評価委員 評価	備考
会議等	総会	総会の場において、事業実績及び計画を承認いただく。	平成30年4月14日(土)開催			
	運営委員会、幹事会	会の事業の企画・運営等について検討する。	【運営委員会】 第1回 5月24日(木)、第2回 2月12日(火)、第3回 3月19日(火) 【班別検討会】 1班: 9月14日(金)、1月24日(木) 2班: 1月22日(火) 3班: 6月25日(月)			
	評価委員会	地域協議会から活動全般を検証・評価してもらい、その結果を次年度以降の活動に活かす。また、結果を総会で報告する。	平成31年3月11日(月)開催			
①ふるさとの伝承	北御牧・名立フレンドシップ! 海と山の交流会	長野県東御市北御牧地区の子どもたちと名立区の子 どもたちがお互いの地で共同活動を実施する「海と 山の交流会」を開催する。(名立地区公民館と共 催) この共同活動を通して、両地区の交流を図り、心豊 かたたくましい子どもたちの育成を図る。 また、保護者や地域の方々からも、事業に協力いた だくことで、活動の趣旨や目的を理解してもらう。	■海の交流会 7月21日(土)・22日(日)開催 参加者 名立区児童16名、保護者・スタッフ21名 計37名 北御牧児童15名、保護者・スタッフ12名 計27名 ・海遊び(ポケットビーチ・西の脇) ・室内レクリエーション活動 ■山の交流会 8月18日(土)・19日(日)開催 参加者 名立区児童16名 保護者・スタッフ6名 計22名 北御牧児童16名 保護者・スタッフ20名 計36名 ・スケッチ大会&アートチャレンジへ参加 ・お箸づくり ・レクリエーション(ポッチャ)・アートワークショップ…秋に開催の天空の芸術祭に参加	【成果】海の交流会は、天候に恵まれ、海辺での活動が中心で東御市の子もたちに「海」を十分に満喫してもらうことができた。運営については、子どもたちが安心して活動できるようにボランティアを広く募集し、地域によるサポート体制を強化したこと、事故もなく無事活動を終了することができた。熊の出没が相次ぎ、テント宿泊ができず、櫻海寮での宿泊となった。山の交流会では、再会した子どもや大人たちが大自然の中で共同活動を実施したことにより、より交流を深めることができた。 【課題】海の交流会では、気温が高く、暑さ対策を十分に考える必要があることや宿泊について熊の出没等に対する安全面に対し特に配慮する必要がある。 自己評価 B	A	
	「平和を守る活動」を通じた子どもたちへの歴史・文化等の継承	機雷爆発事件をはじめとする名立の過去に起きた事件や災害を子どもたちに語り継いでいくための取組を行う。また、「名立・平和を願う日」実行委員会と連携し、「名立・平和を願う日」を開催する。	第6回「名立・平和を願う日」実施に向けた取組 ■「名立・平和を願う日」実行委員会 2回開催 ・実施内容の検討 ・講演依頼 ・中越地震体験談の発表依頼 ・宝田小・名立中への平和学習の発表依頼 ■第6回「名立・平和を願う日」(3月31日(日)開催)会場:名立地区公民館 ・宝田小学校、平和学習授業風景の放映 ・名立中学校3年生代表生徒による広島平和学習体験の発表 ・「名立崩れと新潟県の地震被害」新潟大学教授 矢田 俊文 様 ・中越地震体験談 元長岡市山古志支所長 齋藤 隆 様	【成果】第5回「名立・平和を願う日」を平成30年3月25日(日)に実施した。40年災害当時の映像放映や体験者の証言及び危機管理課職員による防災講話等を行った。映像や体験者の証言を通して名立区で起こった身近な災害についての理解を深めることができた。 今年度は、平成31年3月31日に第6回「名立・平和を願う日」を計画している。今回は、近年自然災害が多いことから、「名立崩れとその時代」をテーマに災害に備えることを中心に開催する。 また、「名立・平和を願う日」パネル展をうみてらす名立ゆらら通路で、3月20日からプレ開催し、区内外への発信を行うことにより機運醸成を図る。 【課題】本事業の今後の取組テーマの設定を検討する必要がある。 H31.3.11現在 自己評価	A	
	「ふるさと」の伝統・文化等の伝承	地域の伝統行事の実態を把握し、子どもたちが積極的に参加できるよう、調整や検討を行う。	■名立地区公民館と連携し、区内芸能保存会の活動の活性化や歴史・文化の継承活動に努めた。 ■名立区芸術文化フェスティバルや名立まつり等、芸能保存会等へ出演依頼及び練習への支援等	【成果】名立区芸術文化フェスティバル、名立まつりへの参加の呼び掛け、地域の伝統・文化に触れることができた。芸術文化フェスティバルの作品発表会の会場では、公民館講座としてふれあい講座を同時開催したことにより、子どもたちを含め、多くの来場者があった。 【課題】名立区芸術文化フェスティバルでは、区内の各サークルや団体に参加の案内文書を送付しており、作品発表会では多くの団体が参加しているが、ステージ発表会の参加団体が固定化してきている。参加を促す必要がある。 自己評価 B	B	
②学校教育活動等の支援	職場体験事業への支援	中学生が行う『上越「ゆめ」チャレンジ事業』の実施にあたり、区内事業所の協力を得られるよう働きかける。	■名立中学校2年生が職場体験を行うにあたり、今年度も名立中学校から名立商工会を通して地元事業所への受け入れの協力を依頼したところ、18事業所から協力いただけることとなった。 これにより、2年生全員が職場体験を実施することができた。 日時:7月30日(月)~8月3日(金)	【成果】名立商工会を通して名立区内の事業所から2年生全員を受け入れてもらうことができた。多くの生徒は、自分の将来について考える機会とすることができ、大変有意義な活動となった。 【課題】中学校と連携し、引き続き各種事業所等に協力いただけるようお願いしていく必要がある。 自己評価 A	A	
	コミュニティ・スクールの推進	平成24年度から導入されたコミュニティ・スクールを推進し、小中学校の教育活動を地域と共に進めていくため、運営委員が学校運営協議会委員として参画する。	■育む会から、小・中合同学校運営協議会委員を選出した。 ■学校経営方針等を承認し、その方針に基づいた学校運営状況について評価した。 ○学校運営協議会委員 名立の子どもを守り育む会会長、主任児童委員、名南保育園長 名立区町内会長協議会会長、名立まつりづくり協議会会長、上越教育大学教授 宝田小学校:校長、PTA会長 名立中学校:校長、PTA会長 【運営協議会】第1回:6月14日、第2回:11月7日、第3回:2月22日 ■コミュニティスクールの推進の一環として、宝田小学校大運動会の開催にあたり、記念品(鉛筆)を贈呈した。	【成果】学校運営協議会を中心として、学校、地域、家庭が連携し、年間を通して事業を進めることができた。また、運動会、文化祭、音楽祭など、協議会委員や地域の人が学校に積極的に出向くことで、子どもたちの学校生活の意欲向上のきっかけづくりとなるとともに、より地域と連携した学校づくりとなっている。 【課題】地域の行事や地域貢献など、より地域とともにある学校づくりについて、検討する必要がある。 自己評価 A	A	
	地域青少年まちづくりワークショップへの参加	地域活動や地域生活の課題を考え、解決するにはどうすればよいか、考える機会を提供する。市内中学生の交流を深めることにより、一体感の醸成を図る。 ふるさと上越に愛着をもつ人を育てるとともに、地域の担い手を育てる。	■第1回 ・日時 平成30年2月24日(土) ・会場 名立地区公民館 ・内容 テーマ・活動の検討 ■第2回 ・日時 平成30年4月26日(木) ・会場 名立区総合事務所 ・内容 今後の進め方 ■第3回 ・日時 平成30年9月14日(金) ・会場 名立区総合事務所 ・内容 発表内容打合せ ■第4回 ・日時 平成30年9月26日(水) ・会場 名立区総合事務所 ・内容 発表内容打合せ ■地域発表会開催 ・日時 平成30年10月13日(土) ・会場 リージョンプラザ上越 ・日時 平成31年2月3日(日) ・会場 名立地区公民館 ※生徒会役員の任期に合わせて活動を実施している。	【成果】名立のテーマ「地域とともに ~私たちにできること~」 取組① 廃校となった学校の校歌復刻 取組② 地域貢献活動の継続 取組③ あいさつ運動 名立中学校創立40周年を機に廃校となった学校の校歌復刻で地域の方々に元気になってもらいたい。継続して活動している地域貢献活動では、生徒会が中心となり名立駅やポケットビーチ等の清掃や、名立園等の施設での交流活動を実施した。 【課題】ワークショップに参加する生徒は、生徒会役員であり、部活動にも参加し、受験も控えていることから、中学生の負担にならないように活動する必要がある。 自己評価 A	A	

■事業実施状況

評価 A:達成 B:概ね達成 C:達成したが見直しが必要 D:未達成

区分 (規約から)	事業項目	目的及び事業概要	実施状況	自己評価(成果)並びに今後の課題	評価委員 評価	備考
③家庭での子育て 支援	『教育ハンドブック』の配布	「名立区教育ハンドブック」を宝田小学校新一年生に配布する。	■「名立区教育ハンドブック」を宝田小学校新一年生に配布。	【成果】配布することにより、名立の歴史や文化についてさらに知識を深める。 【課題】配布する時期の検討が必要がある。 自己評価 B	B	
④安全・安心の 確保	子どもたちへの安全・安心の 点検・調査活動	例年実施している「夏季安全点検・調査」を実施し、県の「青少年を取り巻く社会環境実態調査」に取り組む。	■夏季安全点検調査 ・7月12日(木)に名立区防犯協議会と合同で、名立区内のたばこの自動販売機や名立駅の点検を実施した。 ・参加者12名 ・点検箇所 区内一円8か所	【成果】名立区防犯協議会と日程調整し、「こども110番の家」の点検も併せて実施することで、効率良くかつ円滑に実施することができた。 【課題】今後も名立区防犯協議会と連携し活動を継続し、安全・安心の高揚を図ることが必要である。点検箇所にはバス停を追加する。 自己評価 A	A	
	地域での安全の確保	「こどもの110番の家」の点検及び見直しを行う。	■上記、夏季安全点検調査と同時に、「こども110番の家」の点検を実施した。 ・対応マニュアルの有無や看板等の確認 ・点検箇所 区内一円19か所	【成果】夏季安全点検調査と併せて実施することにより、効率良くかつ円滑に実施することができた。また、「こども110番の家」の看板や対応マニュアルの設置確認を行い、対応マニュアルが無かったり、古くなったものは、設置、交換した。看板の文字が消えたものについては交換した。 【課題】今後も名立区防犯協議会と連携し活動を継続し、安全・安心の高揚を図ることが必要である。 自己評価 A	A	
	防犯・防災意識の啓発	下校時、宝田小学校の児童が、スクールバスを下車してから帰宅するまでの間、安全に帰宅できるように立哨または引率を行い見守るとともに、お互いがあいさつを交わすことにより、地域内の交流を図る。	■「下校時における子どもたちの見守り活動」を実施した。 実施日 ・7月 5日(木)・9月11日(火)・11月12日(月) ・11月20日(火)・11月30日(金)・12月 7日(金) ・12月12日(水)	【成果】子どもたちへ安心感を与えるとともに、お互いあいさつを交わり、また学校での話を聞くことにより、世代間の交流を深めることができたことから、見守り活動以上の成果を上げることができた。 【課題】立哨する場所の選定と、実施期間の検討が必要である。また当会の運営委員だけではなく、地域での取組みにどう展開していくかが課題である。 自己評価 A	A	
	「アウトメディア」の普及	「アウトメディア」を地域においても認識してもらい、生活習慣の改善等を目指す。 ※アウトメディア：電子メディアとの過度な接触時間を減らし、人と人とのつながりの時間等を大切に活動する。	■「情報モラル研修会」を名立中学校との共催により実施した。 ○日時 平成31年2月19日(火)午後2時45分～3時15分 ○会場 名立中学校美術室 ○講師 上越少年サポートセンター長 佐々木 優共 氏 ○演題 ネットトラブルの防止に関する講義～ネットやSNSとの上手な付き合い方～ ○参加 名立中学校全校生徒・保護者・地域の方等 約100名 ■アウトメディア週間 ○宝田小学校 取組週間 6月20日(水)～26日(火)中学校と共同 11月22日(木)～28日(水)中学校と共同 1月25日(金)上越教育大学に講師を依頼 ○名立中学校 取組週間 6月19日(火)～25日(月)小学校と共同 11月22日(木)～28日(水)小学校と共同 2月 8日(金)～14日(木)	【成果】研修会が短時間だったので、集中して話を聞くことができた。また昨年度同様に、生徒も参加し直接説明を聞くことができたため、効果的だった。 【課題】現在はメディア無しでは生活が成り立たないため、今後は「どのようにメディアと関わっていくか」が課題である。 自己評価 B	B	
⑤団体等への 提言・支援	子どもたちの企画・運営活動への提言・支援	地域イベントの企画・運営に子どもたちが携わることで、地域の人や行事に関心を持ち、自分たちで考えて行動する力を養い、「ふるさと」に対する愛着を抱くよう、関係機関・団体と調整を図る。	名立まちづくり協議会と連携し、7月29日(日)名立まつりへの子どもたちの参画について協議、支援した。 ■保育園児 ・子どもソーランやダンスの披露 ■小学校児童 ・みこし巡業、ダンスの披露 ■中学生生徒 ・みこし巡業、「名中ソーラン」の披露	【成果】昨年度の運営体制を踏まえ、名立まちづくり協議会と連携し、名立まつりに子どもたちの参画について協議、支援した。 【課題】「ふるさと」に対する愛着を育むため、子どもたちの名立まつりへの参加支援と地域への参加の呼び掛けを継続して行うことが必要である。 自己評価 A	A	
⑥連絡調整・情報 交換等	ニュースレター発行	ニュースレターを発行し、名立区以外にも当会の活動状況を周知してもらう。 配布先：名立区内全世帯、宝田小学校、名立中学校、地区公民館・各分館、市教育委員会、他地域育成会議等	■年間3号発行し、名立区内外に配布した。 第1号：8月15日 第2号：12月14日 第3号：3月15日	【成果】ニュースレターの他、しずくへ活動を掲載することにより、当会の活動状況を周知することができた。 【課題】ニュースレターの発行時期や内容の検討が必要である。また定例の内容だけではなく、運営委員や子どもたち・保護者からも記事を投稿してもらうなどの工夫が必要である。 自己評価 A	A	
⑦その他	「あいさつ運動」の普及	「あいさつ活動」を地域においても認識してもらい、明るい・活気ある地域づくりを目指す。	小・中学校と連携し、子どもたちによるあいさつ運動を実施した。 ■宝田小学校 ①毎朝 登校直後に各教室を分担してまわり、朝のあいさつを行った。あいさつの良い生徒には、<挨拶名人>としてオリジナルステッカーを贈呈し、意識を高めた。 ②学年ごとに2か月に1回実施 全校児童が主体となってあいさつを行い、感想をランチタイムで発表した。小中学校が同じ週に行うことで意識の向上を図った。小学校の玄関であいさつ交流を実施した。 ■名立中学校 ・名立中学校バス停前において、日替わりで部活単位や学年単位等により、バス停前を通る車や歩行者へのあいさつを行った。 ① 5月 7日(月)～11日(金) ② 6月4日(月)～ 8日(金) ③ 7月 9日(月)～13日(金) ④ 9月3日(月)～ 7日(金) ⑤10月 9日(火)～12日(金) ⑥11月5日(月)～ 9日(金)	【成果】小・中学校と連携し活動することにより、子どもたちによるあいさつ運動が定着化している。 【課題】学校の外では、あいさつが活発ではないように思われる。今後も学校と連携し、大人も一緒になって意識を高めることが課題である。 自己評価 B	B	

[上越市地域活動支援事業 平成 31 年度実施分 募集要項]

～名立区が目指す将来像～ 「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」 の実現に向けて取り組む事業の提案を募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ **また、この地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。各地域自治体の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域を目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。**
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 平成 31 年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。

まずはお気軽にご相談ください!



■募集期間

平成 31 年 4 月 1 日 (月) から 4 月 26 日 (金) まで (必着)

■対象事業

～事業の内容～

- ・団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除きます。）

生活環境の向上や景観づくり、文化やスポーツの振興、安全安心な地域づくり、健康や福祉の向上など「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。
- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料の用紙代やコピー代、郵送代等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料など）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代など。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他、対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ **平成 31 年度末（平成 32 年 3 月 31 日）**までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、名立区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■補助金額、補助率及び補助金の交付

《名立区の予算（配分額） 5 2 0 万円》

- ・ 名立区では、助成を受けることができる補助金は 5 万円以上で、上限は 100 万円とします。
- ・ 補助率は原則的に補助対象事業費の 100%とします。
- ・ 補助金の支払いは、事業が完了し実績報告書を検収した後となりますが、必要に応じて概算払い請求を行うことができます。

- ・ 補助金の額は 1,000 円単位（1,000 円未満の端数は切り捨て）とします。
- ・ また **提案された**事業の審査の結果、採択となった場合でも、提案された事業内容に条件を付けたり、補助金を減額する場合があります。

■応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、名立区総合事務所に持参してください。

- ・ 申請する場合は、「地域活動支援事業に関する Q & A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、名立区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・ **本年度に予定されている消費税率の見直しについて、見積書等への反映に見直し後の税額計上の漏れがないようご注意ください。**
- ・ 応募に必要な様式及び Q & A は、各総合事務所やまちづくりセンターで配布します。また、市のホームページ（<http://www.city.joetsu.niigata.jp> 「地域活動支援事業」で検索）から様式の電子データをダウンロードすることができます。

■提案事業の審査と決定

- ・ 提案された事業は、名立区地域協議会が審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、必要に応じて提案者の説明（プレゼンテーション）及び質疑応答を行います。
- ・ 事業提案を受け付ける段階で、「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認します。地域協議会では、以下の審査項目と視点により共通審査と名立区独自の審査を行います。
- ・ 名立区における採択方針と審査の項目は次のとおりです。

(1) 名立区の採択方針

名立区の地域特性・地域資源である豊かな自然の恵み（不動山～名立川～日本海のラインを縦軸とし、その周辺に広がる豊かな自然）をいかし、名立区が目指す将来像である「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」に向けて、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を採択する。

＜地域特性・地域資源の視点＞

「地域特性・地域資源」とは、自然環境にとどまらず、歴史文化、教育、産業、交通など、名立区の有する地域の特徴や魅力全体を指すものであり、そうしたものをいかす事業として下記の事業区分にあるような取組みが挙げられる。

事業区分
1. 地域特性、地域資源をいかしたまちづくり事業
2. 景観形成、生活環境の向上事業
3. 安全・安心な地域づくり事業
4. 健康・福祉の充実事業
5. 教育・文化・スポーツ活動の振興事業
6. 自然環境保全事業
7. 地域特性、地域資源をいかした観光振興事業
8. 地域間等の交流事業
9. その他、名立区の活性化につながる事業

(2) 審査の項目

＜共通審査の項目と視点＞

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・ 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるかどうか。 ・ 全市的な方向性と合致しているか。 ・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・ 緊急性の高い提案事業であるか。 ・ ほかに方法で代替できないものであるか。 ・ 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。

④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性、継続性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性、継続性はあるか。

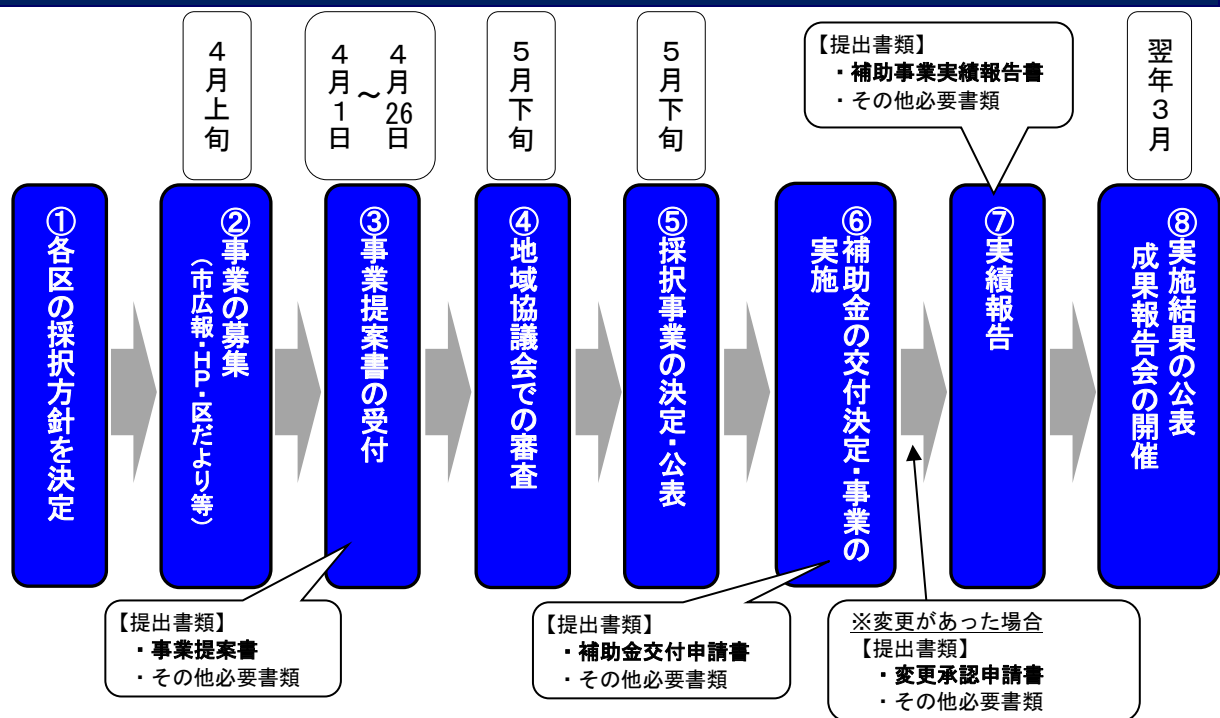
《名立区独自の審査基準の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①地域課題	・地域の課題についての認識はあるか。
②地域特性・地域資源の視点	・地域特性・地域資源が何か的確にとらえているか。
③地域特性・地域資源の活用方法	・地域特性・地域資源を有効に活用しているか。
④事業効果	・この事業で何を期待するか。 ・地域課題の解消につながるものか。
⑤名立区の将来像	・将来像とのつながりや整合性があるか。

■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会での公表を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）



名立区の事業はこちらまでご相談・ご応募ください！

地域自治区	事務所	所在地(電話番号等)
名立区	名立区総合事務所 総務・地域振興グループ	名立区名立大町 365-1 TEL 025-537-2121 内線 223 FAX 025-537-2973

ご応募をお考えの方は、まずはお気軽に名立区総合事務所までご相談ください！！

第4号様式（第14条関係）

上越市地域活動支援事業費補助金事業変更承認申請書

平成31年 3月13日

(宛先) 上越市長

(申請者)

所在地 上越市名立区東飛山 1438
名称 不動を創る会

次のとおり事業に係る変更の承認を申請します。

事業の名称	ふるさと不動地区・水源の森整備活用事業
変更の内容	必要となる経費が減少する見込みとなったため、補助金交付決定額 710,000 円のうち、過剰となる 113,000 円を減額していただきたい。
変更の理由	別紙のとおり

備考 変更の内容又は理由について補足する必要があるときは、説明を補足する書類を添付して提出すること。

名立区総合事務所
総務・地域
振興グループ

■平成30年度 事業の変更内容

1) 事業内容の変更

項目	当初申請		
期間	平成30年6月～平成31年3月		
実施スケジュール	6月	散策会① 夏の散策会	研究者3人
	8月	歴史資料の整理① 関係住民への聞き取り 資料整理	研究者2人
	9月	先進地視察 魚沼市大白川地区	研究者3人
	10月	散策会② 秋の散策会	研究者3人
	11月	歴史資料の整理② 資料整理	研究者2人
	1月	歴史資料の整理③ 資料整理	研究者2人
	3月	まとめの会 開催状況報告 不動生産森林組合の歴史 整理状況の報告	研究者3人
			研究者

変更内容・事由
<p>不動性森林組合の歴史資料の整理について、招聘する研究者の用務多忙で、スケジュールが冬期になったため、研究者の旅費等を変更したい。</p> <p>歴史資料の整理に、急きょ大学院生からも関わってもらったことになったため、旅費等を変更したい。</p> <p>当事業の主旨と同じくするシンポジウムが当県で開催されることになり、参加することとしたため、経費を追加したい。(このシンポジウムを主催する日本森林学会には、この事業に招聘する研究者全員が加入しており、研究者から参加の勧めがあったもの)</p> <p>研究者・参加者の送迎のため、自動車運転等の経費を変更したい。</p>

変更後		
平成30年6月～平成31年3月		
6/17(日)	不動水源の森・夏の散策会	研究者3人 研究者送迎1人
9/15(土)	水源の森活用先進地研修会 阿賀ウッド(株) 東蒲原郡阿賀町 志田材木店 長岡市 大白川生産森林組合 魚沼市	研究者2人 参加者送迎3人
11/18(日)	不動水源の森・秋の散策会	研究者0人 参加者送迎3人
2/23(土) 24(日)	歴史資料の整理 関係者へのヒアリング 霜越準二氏・金子巧氏	研究者1人×2日 大学院1人×2日 研究者送迎2人
3/17(日)	まとめの会 開催状況報告 生産森林組合の歴史整理状況の報告	研究者3人 研究者送迎1人
3/21(木)	第130回・本森林学会・会市・公開シンポジウム「雪国の森と・を活かす」に参加	研究者0人 参加者送迎3人
		研究者 10人 大学院生 2人 送迎運転 13人

2) 事業費の変更

項目	当初申請	
	金額	説明
1 研究者等謝金	250,000	○研究者謝金 20,000 円/日×4回= 80,000 円 ○研究者謝金 10,000 円/日×7回×2人= 140,000 円 ○視察時の自家用車運転謝金 5,000 円×1回×6人(台) = 30,000 円
2 研究者等交通費	342,000	○研究者・学生 (東京都町田市・調布市等往復) 19,000 円×18回
3 研究者宿泊費	54,000	9,000 円×3人×2回 (うみてらす名立)
4 資料等コピー代	55,800	案内チラシ 10 円×120 枚×4回= 4,800 円 資料等 10 円×10 頁×30 部×4回= 12,000 円 歴史資料まとめ 10 円×10 頁×30 部= 3,000 円 報告書 10 円×30 頁×120 部= 36,000 円
6 消耗品費	8,200	インクカートリッジ、ファイル、ノート、マジックインキなど
7 その他	10,000	講師昼食など
合計	720,000	(うち補助金額: 710,000 円)

変更後	
金額	説明
195,000 (△55,000)	○研究者謝金 20,000 円/日×2人= 40,000 円 (6/17、3/17) ○研究者謝金 10,000 円/日×8人= 80,000 円 (6/17、9/15、2/23、24、3/17) ○大学院生謝金 5,000 円/日×1人×2日= 10,000 円 (2/23、24) ○視察時等の自家用車運転謝金 5,000 円×13人(台) = 65,000 円
281,820 (△60,180)	○研究者・学生 (東京都町田市・調布市等往復) 19,000 円×10回= 190,000 円 ○視察時等の自家用車経費 研究者送迎 40km×往復×22 円×4人(台)= 7,040 円 (上越妙高駅-名立区不動地区) 参加者送迎 350km×22 円×3人(台)= 23,100 円 (9/15、阿賀町・長岡市・魚沼市) 100km×22 円×3人(台)= 6,600 円 (11/18、妙高市西野谷から林道へ) 300km×22 円×3人(台)= 19,800 円 (3/21、新潟市) ○先進地視察等高速代 名立谷浜 IC-津川 IC: 3,090 円×3台= 9,270 円 津川 IC-中之島見附 IC: 1,790 円×3台= 5,370 円 ○シンポジウム参加高速代 名立谷浜 IC-新潟西 IC: 3,440 円×往復×3台=20,640 円
54,000	9,000 円×3人×2回 (うみてらす名立)
55,800	案内チラシ 10 円×120 枚×4回= 4,800 円 資料等 10 円×10 頁×30 部×4回= 12,000 円 歴史資料まとめ 10 円×10 頁×30 部= 3,000 円 報告書 10 円×30 頁×120 部= 36,000 円
10,380 (+2,180)	インクカートリッジ、ファイル、ノート、マジックインキなど
10,000	講師昼食など
607,000	(うち補助金額: 597,000 円 △113,000 円)

《説明》 ※研究者の謝金について 教授級: 20,000 円、講師・助教級: 10,000 円

※通常、市が定めた大学教授級講師謝金の額「15,000 円」については、2時間程度の講演会等に適用される額とされている。当事業のように、2時間以上または1日拘束して協力いただく場合は、その単価を2倍にしてもよいとされている。しかし、招聘する研究者との協議で、1日: 20,000 円 (10,000 円) と当初から定めているもので、市の基準額を下回っているものと解す。

資金収支計画書

事業の名称	ふるさと不動地区・水源の森整備活用事業
団体等の名称	不動を創る会
事業の予算額	607,000円

(単位：円)

		収入計画		支出計画	備考
		市補助金	市補助金以外		
第1四半期	4月				
	5月				
	6月				
第2四半期	7月	129,000	3,000	139,760	研究者謝金 40,000円 研究者交通費 57,000円 研究者宿泊費 27,000円 送迎謝金 5,000円 送迎経費 1,760円 案内チラシ・資料 4,000円 消耗品費 2,000円 その他 3,000円
	8月	63,000			
	9月	132,000	3,000	119,740	研究者謝金 20,000円 研究者交通費 38,000円 送迎謝金 15,000円 送迎経費 23,100円 高速代 14,640円 案内チラシ・資料 4,000円 消耗品費 2,000円 その他 3,000円
第3四半期	11月			27,600	送迎謝金 15,000円 送迎経費 6,600円 案内チラシ・資料 4,000円 消耗品費 2,000円
第4四半期	2月		2,000	107,320	研究者謝金 30,000円 研究者交通費 38,000円 研究者宿泊費 18,000円 送迎謝金 10,000円 送迎経費 3,520円 資料 4,800円 消耗品費 1,000円 その他 2,000円
	3月	273,000	2,000	121,140	研究者謝金 40,000円 研究者交通費 57,000円 研究者宿泊費 9,000円 送迎謝金 5,000円 送迎経費 1,760円 資料 3,000円 消耗品費 3,380円 その他 2,000円
				55,440	送迎謝金 15,000円 送迎経費 19,800円 高速代 20,640円
				36,000	報告書印刷 36,000円
合計		597,000	10,000	607,000	—